

沖縄県食品ロス削減県民運動パートナー登録制度実施取扱要領

(趣旨)

第1条 沖縄県食品ロス削減県民運動パートナー登録制度実施要領（以下「要領」という。）に関する事務の実施に必要な事項を定めるものとする。

(県が指定する法人等)

第2条 要領第5条第1項、第7条第2項、第9条第1項及び第10条に定める県が指定する法人等は、沖縄県食品ロス削減推進施策支援事業共同企業体とする。

附則

この要領は、令和5年4月17日から施行する。